

第25回安中市行政改革審議会会議録【概要】

(以下、敬称略)

- 【日 時】 平成27年10月5日(月) 午後1時30分～4時
【場 所】 市役所201会議室
【出席委員】 12名(大平、小竹、茂木、戸塚、千葉、武井、須藤、田島、森泉、櫻井、大塚、松井)
【欠席部会員】 3名(佐藤、岡田、橋爪)
【事務局】 6名(総務部長、企画課長、企画調整係長、行革情報統計係長、担当職員2名)

【配付資料】

会議次第

- 1 委員名簿 [資料1]
- 2 平成26年度行政評価結果について [資料2]
- 3 行政改革に関する職員アンケート集計結果 [資料3]
- 4 安中市市有財産利活用基本方針(たたき台) [資料4]

前回会議会議録

【詳細】

1 開会 《総務部長》

2 挨拶 《大平会長》

【会長より挨拶】

3 自己紹介

【戸塚委員、須藤委員より自己紹介】

4 報告事項《司会：大平会長》

(1) 平成26年度行政評価結果について [資料2]

<説明>事務局

- 評価事業数は、事務事業10事業、補助金51事業で合計61事業となった。(1次評価のみ実施が42事業、2次評価まで実施は19事業、外部評価まで実施は6事業)
- 最終評価では、事業の方向性は、拡大が1事業、同程度が51事業、縮小が6事業、廃止・休止が3事業となり、予算の方向性は、拡大2事業、同程度が43事業、縮小が13事業、予算要求なしが3事業となった。
- No.2 原水爆禁止大会補助金(最終評価 事業の方向性：廃止、予算の方向性：予算要求なし)については、関係団体との調整が難航しており、担当課が引き続き調整していく。
- No.19 敬老会補助金(最終評価 事業の方向性：縮小、予算の方向性：縮小)については、関係団体

との調整が難航しており、担当課が引き続き調整していく。

- No.35 関所まつり補助金（最終評価 事業の方向性：同程度、予算の方向性：縮小）については、実行委員会に主旨を説明し、1割程度の減額の方向で調整済み。
- No.36 ふるさとまつり補助金（最終評価 事業の方向性：同程度、予算の方向性：縮小）については、実行委員会（主に区長）への打診はまだ行っていないが、主旨を説明し縮小する旨を伝える予定。
- No.40 高崎法人会松井田地区会運営事業補助金（最終評価 事業の方向性：廃止、予算の方向性：予算要求なし）については、安中地区会では補助金が出ていないということで松井田地区会も廃止の方向で了承済。
- No.41 安中市身体障害者連合会補助金（最終評価 事業の方向性：同程度、予算の方向性：同程度）
- 2次評価において縮小の評価がなされた事業についても、いくつかの事業において縮小の方向性が示されている。

<審議>

- 団体と調整中という補助金があったが、結果はいつ分かるのか。また、外部評価の結果が覆ってしまうことはあるのか。
 - 原水爆禁止大会補助金については、諸般の事情により、すぐに廃止できない見通しとなっている。補助金の廃止や縮小について、難色を示している団体があるが、外部評価で受けた結果を重視し調整していきたい。
- 今年度中に結果が出ると考えてよいか。
 - 調整が難航して結果が出ない案件もあるかもしれない。いずれにしても、予算反映した段階で審議会には報告する。
- 外部評価で受けた結果のとおり最終評価になったのだから、難色を示している団体に対しても、根気よく説得していくべき。今年の予算では反映できなくても来年できるように、行政評価での結果を重視しなければならない。
- 団体の性格によって声の大ききなところもあるが、それだけで補助金を出すということがないようにしてもらいたい。そうでないと行政改革が進んでいかない。
- 外部評価に参加したが、補助内容が市民からすると納得できないと感じた。補助金が市を盛り上げるためではなく、補助を受ける団体が自分たちの主張をするための旅費などに使われるのはおかしい。
 - 粘り強く各団体と調整していく。

(2) 行政改革に関する職員アンケートについて [資料3]

<説明>事務局

- 調査目的は、職員の行政改革に対する意識を把握すること。
- 調査対象は、行政事務嘱託及び臨時職員を除く全職員474人。
- 調査期間は、平成27年3月2日から27日まで。職員の現時点での純粋な意識を把握するため、第2次行革大綱を周知する前にアンケートを実施した。
- アンケートの設問は第2次行革大綱に沿った内容となっている。
- Q2-1 行革大綱の認知度は低い。

- Q2-2 行革大綱実施計画は大綱よりさらに認知度が低い。
- Q3-1 約8割の職員が意識はしているが、実践はできていない。
- Q3-2 年齢や役職が上がるにつれて意識している率は高くなるが、全体としては低い値に思われる。
- Q3-3 全体的に自分の業務では該当しないとしている人が最も多い。
- Q3-5 意識している割合が約7割と予想より高い。
- Q3-6 意識している割合が8割を超える一方で、実践できていない割合が4割を超えるので、これをどう実践に仕向けていくかが課題となる。
- Q3-8 意識している割合が3割に満たないので少ない印象。半数以上が自分の業務では該当しないとしている。
- Q3-10 意識している割合が8割を超えており、かなり高い。
- Q3-12 意識はしているが、実践はなかなかできていない職員が多いことが読み取れる。
- Q3-16 実践している割合が50%を超えた唯一の設問。
- Q3-17 自分の業務では該当しないという回答が50.9%で、実践している割合が10.6%となっている。補助金については、行革審で答申をいただき、行政評価でも評価対象としているが、それがなければ実践している割合がもっと低い数字になっていたと考えられる。該当しないとしている割合を除けば、2割の職員が意識、実践していると考えられる。
 - 全体としては、第2次行革大綱策定過程において職員に意識してもらいとされた項目について、現状として意識はしているが実践はできていない職員が多い印象。今後は、それを実践に移すように職員へ働きかけていきたい。
 - 第2次行革大綱の計画期間中は、同内容のアンケートを毎年度同時期に実施する予定。
 - 毎年度のアンケート結果で意識が下がっていくようであれば、手立てが必要となる。

<審議>

- 前回の審議会で、国や県からの補助金の情報を早期に提供してほしいとの意見があったが、会議等で具体的な要望があった場合は、それが関係課に伝わっているのか。
- 中小企業への支援施策で、創業支援の補助金があるが、平成27年度からは、国の認定を受けた創業支援事業計画がある市町村で創業しないと補助を申請できなくなった。安中市では創業支援事業計画がないため、創業者がチャンスを失ってしまうことになる。安中市でも計画を策定し国の認定を受けてもらいたい。今年度の最終の認定申請期限が11月6日までとなっている。
- 担当課に伝えて、早急に対応する必要がある。常に県の担当課から情報収集しておくべき。
 - 関係課への説明については、現状行っていない。
 - 創業支援の補助金については、企画課で情報を把握していなかったため、担当課に確認する。

※商工観光課が第7回認定へ向けて申請書を提出するために準備中であることを確認

- 回答の選択肢に「意識していること」と「実践していること」がいっしょに出てきているため、回答者がどちらを重視して回答すればよいのか分かりにくい。BとCの選択肢の差が分かりにくい。選択肢は、「A：常に意識・実践している」、「B：意識はしているが、すべては実践できていない」、「C：あまり実践していない」、「D：まったく実践していない」とすべき。
- アンケートは匿名で実施しているのか。また、集計はシステムを使っているのか紙で行っているのか。
 - 匿名で、紙の調査票で集計している。
- 職員それぞれの意識が経年でどう変化していったのか把握するため、10名から20名の職員については記名にしてはどうか。
- 「F：わからない」と回答している職員が多いようだが、わからないというのはどうということなのか。例えば、Q3-5について、わからないという回答が27人もいることは問題。
- Q3-8「ボランティアやNPOと連携していますか」という質問が、業務以外の日常生活でのことを回答している可能性がある。「業務で」と質問に入れる必要がある。
- Q3-10は、AとBの回答が多すぎるように思う。市民目線で考えているつもりになっているだけの可能性がある。
- Q3-17については、Eが多すぎるように思う。本当に自分の業務に該当しないのか。アンケートの設計として、担当業務に補助金が関連してくるかをあらかじめ質問した上で、補助金を見直したかという設問に入っていく形にするべき。もしかすると自分の業務に該当してくる補助金があるのに忘れてしまっていることも考えられる。
- 比較資料（他市町村、前年度など）がないため個別の数値については評価ができない。職員がキャリアや主観により回答している部分が多い。自分では一生懸命やっていると考えていても、周りから見ると疑問となることがある。質問をもっと具体的な内容にしないと、主観での回答になってしまう。
アンケートを実施したときの期待値があると思うが、そこに満たない部分について職員をどう教育していくかが重要であり、アンケート結果は研修等の資料として活用してもらいたい。
- 各委員より意見があったので、アンケートは設計を再度検討し、今後も継続してもらいたい。行政改革大綱を知っている職員が15%しかいないのは問題であり、行政改革大綱の実施を徹底する方法を考えてもらいたい。市民に向けても周知していけば、同時に職員の認知度も高くなっていくのではないかと。
- 第2次行政改革大綱については、審議会でどういった議論、経過があって策定されたかをまとめた大綱の解説版「大綱のポイント」を作成した。
アンケート実施後に、大綱の周知を行ったが、解説版を付けているので設問の意味は職員に理解してもらえたと考えている。
- アンケートの設計については再度検討したい。

5 協議事項

(1) 市有財産の有効活用について [資料4]

<説明>事務局

行革審におけるこれまでの経緯と今後の方向性

- 平成25年2月1日開催の第22回行革審において、今後は諮問事項の「市有財産の有効活用について」を審議していただくこととなり、会議資料として市の財産の一覧を提示した。
- 平成26年5月28日開催の第23回行革審において、前回会議で出された意見や要望を反映させた資料を提示したが、平成26年度は第2次行革大綱の策定について審議を行っていただくため、市有財産については、第2次行革大綱策定後に審議することとされた。
- 「市有財産の有効活用」という諮問に対し、これまでに提示した市有財産の一覧等の資料をもとに、該当物件を1件ずつどのように活用するのかがご協議いただくことは困難。
- 今回の諮問事項については、市としての大きな方向性をご協議いただきたい。そのため、市有財産を有効に活用するための基本方針を取りまとめていただければと考えている。

安中市市有財産利活用基本方針のたたき台について

◆目次

- 基本方針は「1 利活用基本方針策定の目的」、「2 公有財産の現状と利活用処分における課題」、「3 未利用財産利活用の基本的な方針」、「4 今後、取り組む市有財産の利活用方法」、「5 市有財産の管理の一元化」の5つの大きな項目で構成されている。
- 目次の「3 未利用財産利活用の基本的な考え方」を「3 未利用財産利活用の基本的な方針」に修正してもらいたい。

◆1頁

- 「1 利活用基本方針策定の目的」では、まとめると以下のことを述べている。
- 財源に限られる中で、高度化、多様化する行政課題や住民ニーズに対応するため、健全な行財政運営を行わなければならない情勢にあること。
- 安中市では、健全な行財政運営のための施策の一つとして、市有財産の有効活用を推進する必要があると考えていること。
- 市有財産の利活用のための基本的な方針を示し、公表することで、その適正な管理と公平公正な利活用の推進を目的とすること。

◆2頁

- 「2 公有財産の現状と利活用（処分）における課題」の「(1) 公有財産の分類と保有状況」では、市の保有する財産の地方自治法上での分類と安中市での保有状況について説明している。
- 市の保有する財産は、公有財産、物品、債権、基金に分類され、さらに公有財産は行政財産と普通財産に分類される。このことを2頁下の「図1：財産の分類」で図示している。
- 大きい項目2と(1)の「公有財産」を「市有財産」に修正してもらいたい。

◆3頁

- 「表1：公有財産の保有状況」では、市の保有する土地、建物を行政財産、普通財産、さらにはその性質、種類で区分し、それぞれの面積を記載している。数値は平成26年度財産に関する調書より引用している。

- 図の「基本方針で利活用をめざす対象」では、この基本方針で言及する財産の範囲を示している。区分が公有財産のうちで、施設の部分を対象外としているが、施設のあり方については、平成28年度に策定予定の公共施設等総合管理計画において方針が定められることとなっている。公共施設等総合管理計画とは、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画で、総務省より地方自治体に対し策定を要請されているもので、現在、財政課で策定に向けて準備を進めている。区分が、公有財産、施設、行政財産のものについて、管理運用を部分的に対象としているのは、行政財産であっても施設や土地の一部に余裕がある場合は、行政財産のまま貸付を検討するという意味合い。

◆4頁

- 「(2) 未利用財産の管理処分状況と課題」では、使用せずに管理のみ行っている財産がある現状を示した上で、管理処分における3つの課題を列挙している。
- ①では、効率的な行政運営のため市有財産の積極的な利活用が求められていること。
- ②では、未利用財産を保有には管理業務と管理費用が必要となること。
- ③では、立地条件や広さなどの財産の特性によっては売却が見込めない、または処分しにくいものがあること。

◆5頁

- 「3 未利用財産利活用の基本的な方針」では、今後、安中市として未利用財産をどう扱っていくのかその方針を掲げている。
- 「(1) 未利用財産の考え方」では、未利用財産とはどういった財産をいうのかを示している。
- 「(2) 新規取得の抑制と未利用地の活用」は、新たに事業用地が必要となった場合に、すぐに新しい土地を取得するのではなく、所有している未利用地の中で活用できるものはないかを検討するといった内容。
- 「(3) 未利用財産の利活用の検討」は、実効性のある未利用財産の利活用を推進するため、保有しておくのか、売却するのか、保有継続する場合は貸し付けることはできないかなど、それぞれの財産について利活用の方向性を検討するといった内容。

◆6頁

- 「(4) 不用財産の積極的な民間への売却」は、市で保有しておく必要性のない財産については、積極的に売却処分するといった内容。
- 「(5) 民間への貸付による利活用」は、使う予定のない財産や売却が困難な財産については、貸付による利活用を図り、すでに貸付している財産については、必要に応じて賃貸料等の見直しを行うといった内容。
- 「(6) 公共団体等に対する公共の用への利用処分の優先」は、財産の売却、貸付は、原則、一般競争入札とするが、例えば国や地方公共団体が公共事業で使用するなど、特定のものに対して処分することが公正で有益な場合は、優先して処分できるといった内容。
- 「(7) 市民への積極的な情報の公表」は、財産を売却、貸付する場合は、財産の位置、面積等の情報をホームページに載せるなど、市民への未利用財産に関する情報を積極的に公表するといった内容。また、規模の大きい土地など、地域に与える影響が大きい土地の利活用については、必要に応じて市民に意見を求めることとしている。

◆7頁

- 「4 今後、取り組む市有財産の利活用方法」では、検討すべき新たな利活用の方法を列挙している。
- 「(1) 余裕財産の貸付」は、行政財産であっても、施設や土地の一部に余裕がある場合は、貸付を検討するという内容。公表の方法は、市のホームページと総務省が設置しているウェブサイト「公共施設再生ナビ」を利用したいと考えている。「公共施設再生ナビ」は利活用したい施設を自治体が登録し、民間の事業者を紹介するというもの。
- 「(2) 広告事業等への活用」に関しては、市のホームページのバナー広告や広報印刷物への有料広告と、公用車や乗り合いバスの広告への利用は、実施している自治体も多く、安中市でも検討すべきと考えている。
- 「(3) ネーミングライツ（命名権）」は、例えば、群馬県県民会館が平成21年度よりネーミングライツが導入され、名前がベイシア文化ホールとなっているが、安中市でもネーミングライツ導入可能な施設がないか検討を進めるといった内容。イベント名に対するネーミングライツの導入も検討したい。
- 「(4) 地域協働使用」は、地域活動での市民の利用希望と利用可能な物件をマッチングさせるような仕組みを検討するといった内容。自治会等が地域活動で使うのに適当な土地が身近にあったとしても、それが市の所有で使用が許可される可能性があることは、情報を公表されていないと分からない。

◆8頁

- 「5 市有財産の管理の一元化」は、市有財産の有効活用を進める上で、各課で必要とする情報はどの課で把握しているのか、有効活用できていない財産はどういったものがあるのか、市有財産の情報を横断的に把握するための体制を構築する必要があるという内容。

◆別表 未利用市有地

- 第23回行政改革審議会で配付したもの。内容の変更が予想されるため、最終的な基本方針には載せない予定。

◆全般に関して

- フォントが異なっている部分があるので、統一するよう修正する。

<審議>

7頁(2) 広告事業への活用

- ホームページのバナー広告は、県内の多くの自治体で取り組んでいて、掲載枠が空くの待っているような状況と聞く。基本方針に盛り込むかどうか検討するのではなく、担当課ですぐに開始すればよいのではないか。
- 基本方針の内容からはずすか。提案の主旨はどういったものか。
 - 当たり前のことができていない現状で、実施を後押ししたい意味合いがある。

7頁(3) ネーミングライツ（命名権）

- 正田醤油スタジアムの契約金額は年間700万円となっている。
- 安中で700万円も入ってくるような施設はあるのか疑問。

5頁 3 未利用財産利活用の基本的な方針

- 未利用地をうまく売却していくには、売却価格の決め方が問題となる。低額で売却したとしても固定資産税は入るようになる。遊んでいた土地が収入を生むようになる。
- 財産の利活用にはPFIのような新しい手法が取り入れられている。事例として上毛学舎を挙げることができる。文化会館のような公の施設の管理を指定管理者に委任するなど、新しい手法を検討してもらいたい。

5頁から7頁まで

- 未利用財産を今後どうするかということと、今ある財産にさらに付加価値を付けたいということが混ざってしまっている。大きな項目4のタイトルで初めて“今後”となっているが、ここまでの未利用財産を活用したいという記述はなんだったのか分からない
 - 未利用財産の活用方法と付加価値をさらに高める活用方法を含めて、基本方針を策定したいと考えている。タイトルが誤解を招く表現なので修正する。
- 未利用財産というのは、主に土地のことか。
 - 主に土地を想定している。

3頁 表1：公有財産の保有状況

- 別表未利用市有地に100㎡以上の普通財産（合計で3,000㎡）が売却を見込める土地として記載されているが、表1に記載されているそれ以外の普通財産（全体で930万㎡以上）はそのまま保有しておいてよいということか。

5頁（3）未利用財産の利活用の検討

- 売却処分と貸付の方向性について触れているが、6頁の「（4）不用財産の積極的な民間への売却」で売却について、「（5）民間への貸付による利活用」で貸付について再度記述している。

6頁（5）民間への貸付による利活用

- 群馬県は赤城山の山頂に県有地（牧場）を保有しているが、その賃貸料を一般的な基準で算定すると法外に高い金額となる。土地を保有していると管理コストがかかってくるが、誰かが使用と併せて管理もしてくれるならば管理コストはかからなくなる。賃貸料の算定する際、本来かかるはずの管理コストを差し引くなどの工夫をしないと借り手がないのではないか。杓子定規ではなく一歩踏み込んだ賃貸料の算定方法を検討してもらいたい。

7頁（2）広告事業等への活用

- 安中はフィルムコミッションのようなものはないのか。

- 来年度に立ち上げる予定。

5頁 3 未利用財産利活用の基本的な方針

- 一番問題になっているのは、未利用の土地だと考えるが、土地開発基金と土地開発公社を廃止した自治体も多くある中で、土地開発基金を廃止するような方向性をこの基本方針で打ち出すことはできないか。
土地を利用するにしても、売却するにしても、市の一般会計で買い戻さなければならぬことは同じ。基金には土地と現金があるが、基金で土地を買う見込みがないのであれば、その現金を例えば財政調整基金に割り振るなどして有効活用してはどうか。

7頁 (3) ネーミングライツ (命名権)

- ネーミングライツに関して、安中市はブランディングに強く取り組んでいると思うが、その中で新しい商品名などが出てくれば、それを安中市が保存 (商標登録) することを考えてもらいたい。
 - 良いブランドが出てくれば権利の確保として検討したい。

今後について

- 各委員から色々な意見が出たので、たたき台に反映して次回審議会で提示してもらいたい。
今後の審議の方法だが、部会は設置すべきか。
- 策定期限があるのであれば、部会を設置して集中的に審議した方がよい。
 - 特に期限は設けていない。
- これまで部会で検討してきた諮問事項とは内容が異なるため、部会は設置せずに審議会で審議を進めたいがどうか。
【異議なし】

6 その他

行革審と人口ビジョン、地方版総合戦略の関わり方について

<説明>事務局

- 人口ビジョンについては、人口動向、人口推計の分析が大旨終了している。
- 総合戦略については、過去3年間に安中市から転出者と転入者それぞれ1,000名(20才から45才)を対象にアンケートを実施し、安中市の課題を整理している。
- 平成27年10月20日に第1回安中市まち・ひと・しごと総合戦略会議を開催する予定。
- 会議の構成員は、国の策定指針に基づき産官学金労言の各界から合計14名を予定。
- 行政改革審議会には、年度末に総合戦略がまとまった段階で報告するので、幅広い観点からご意見をいただきたい。
- 総合戦略は数値目標と客観的なアウトカム指標を作り、PDCAサイクルで計画を進行することとなっている。進行管理のチェック機能の役割を行政改革審議会に依頼することも検討している。

7 閉会